

別紙様式第11

随意契約を締結した場合の公表様式

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	処置用ライト 1式	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年3月2日	”株式会社 竹山 北海道室蘭市日の出町2丁目1番14号”	418,000円	「契約にかかる予定金額が少額である場合（160万円を超えない財産を買い入れるとき）」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条5項・細則第35条2項）	
2	除細動器 1式	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年3月25日	”株式会社 竹山 北海道室蘭市日の出町2丁目1番14号”	1,023,000円	「契約にかかる予定金額が少額である場合（160万円を超えない財産を買い入れるとき）」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条5項・細則第35条2項）	
3	除細動器 1式	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年3月25日	”株式会社 竹山 北海道室蘭市日の出町2丁目1番14号”	1,023,000円	「契約にかかる予定金額が少額である場合（160万円を超えない財産を買い入れるとき）」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条5項・細則第35条2項）	
4	包丁まな板殺菌庫 1台	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年3月17日	”タニコー株式会社 北海道苫小牧市元中野町3丁目6-27”	268,400円	「契約にかかる予定金額が少額である場合（160万円を超えない財産を買い入れるとき）」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条5項・細則第35条2項）	
5	清掃業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年4月1日	”道南美装 有限公司 北海道伊達市末永町81番地”	6,435,000円(月額)	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

6	巡視及び営繕・木工業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	2,365,000円(月 額)	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
7	救急外来事務当直業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	641,300円(月 額)	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
8	夜間電話交換業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	641,300円(月 額)	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
9	医療廃棄物及び環境管理業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	432,300円(月 額)	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
10	裁縫業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	643,500円(月 額)	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)

1 1	ボイラー及び空調 機器保守業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永 町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	935,000円（月 額）	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
1 2	患者送迎業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永 町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	137,297円（月 額）	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
1 3	専用水道保守管理 業務委託	伊達赤十字病院 事務部 調度課 北海道伊達市末永 町81番地	令和8年4月 1日	“道南美装 有限 会社 北海道伊達市末永 町81番地”	66,000円（月額）	委託業務内容の特殊性から相当の経験が必要であり、他業者に移行した場合、混乱が生じ業務に支障をきたすと予想されることから、「競争に付することが不利と認められる場合」に該当し随意契約とする。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡素に記載する。